

## チェックしましょう

「自分は大丈夫!」「男女差別なんてしていない!」と思いませんか?

次の質問の中に、「はい」はいくつありますか?

- デートの費用は、男性が持つのが当たり前だ
- 共働きであっても、家事は女性がするものだ
- 女の子なら優しく、男の子ならたくましく育てるのが望ましい
- 赤やピンク色の服を着ている子供を見ると、ついつい女の子だと思ってしまう
- 介護や、子供の学校行事に参加するために仕事を休むのは、女性の方がよい
- お茶を出すのは女性のほうが良い
- 女性は結婚したら氏(姓)は夫の氏を名乗るのが普通である
- 責任者や管理職は、男性の方が適している
- 各種の手続きや付き合いは、夫の名前でするのがよい
- 「男の子だから泣かないの」「女の子だから〇〇しなさい」というような事を言ったことがある



いかがでしたか?

チェックが多いほど、「男性とは…」 「女性とは…」といった性別に基づくイメージにとらわれていて、知らず知らずのうちに相手に役割を押し付けたり、求めたりしているのかもしれない。

「男性は……」 「女性は……」と決めつけずに、一人一人が自分らしく、お互いを尊重し、支えあっていける社会づくりを進めていきましょう。

## 相談窓口

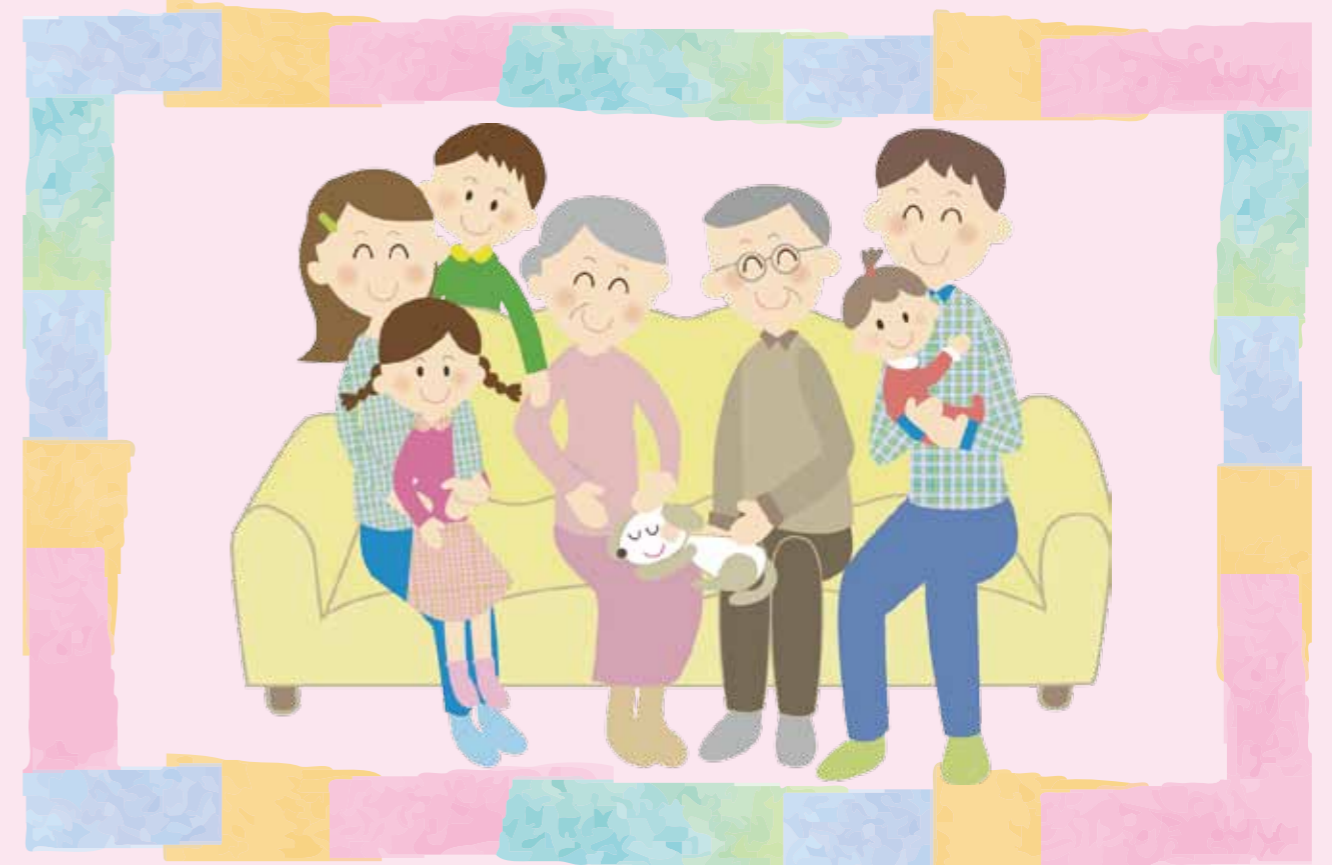
橋本市 人権・男女共同推進室	0736-33-1111 (代表) 33-1229 (直通) 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)
橋本市女性電話相談	0736-33-8525 月~金曜日 9:00~13:00 (祝日・年末年始を除く・相談時間は1回30分程度)
和歌山県 男女共同参画センター”りいぶる”	073-435-5246 火~土曜日 9:00~20:00 日曜日 9:00~16:30 (月・祝日・年末年始を除く)
和歌山県 子ども・女性・障害者相談センター	073-445-0793 9:00~21:30 (年末年始休み)

みんなで作ろう!  
男女共同参画社会

みんなでつくる男女共同参画社会  
～橋本市人権パンフレット～

発行：橋本市・橋本市教育委員会  
編集：橋本市人権教育・啓発プロジェクト  
令和2年3月発行

# みんなでつくる 男女共同参画社会



## 男女共同参画社会とは

『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と、**男女共同参画社会基本法第2条**において定義されています。

すなわち、全ての個人がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。